

【議 事】

規約の改正について

- ・ 肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会
(規約の改正)

- ・ 肱川流域治水協議会

肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規程に基づき設置する。

（目的）

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、肱川流域の国管理区間及び県管理区間における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市・町等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、肱川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（組織の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 本会議を進めていくにあたり必要と認められる者について、協議会の同意を得て、構成員として追加出来るものとする。

4 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（オブザーバー）の参加を協議会で報告する。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（オブザーバー含む）の参加を幹事会で報告する。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げるソフト対策を実施する。なお、ハード対策は別途定める「流域治水協議会」において実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 洪水により浸水した場合に、地域経済へ大きな影響を与える生産拠点等の水害リスク情報についても共有するとともに、地域経済を支える浸水対策等を実現するために

各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項についても地域の取組方針を作成し、共有する。

四 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

五 流域治水プロジェクトに定められたソフト対策の計画実施。

六 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所工務第一課及び愛媛県南予地方局大洲土木事務所が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 3月18日から施行する。

本規約は、平成28年10月20日に改正する。

本規約は、平成29年 5月31日に改正する。

本規約は、平成29年12月26日に改正する。

本規約は、平成31年 1月15日に改正する。

本規約は、令和元年 5月31日に改正する。

本規約は、令和 2年 6月5日に改正する。

本規約は、令和 3年 6月4日に改正する。

本規約は、令和 4年 6月2日に改正する。

本規約は、令和 6年 6月6日に改正する。

本規約は、令和 7年 6月25日に改正する。

大洲市長

大洲地区広域消防事務組合長（大洲市長）

西予市長

西予市消防本部消防長

伊予市長

伊予消防等事務組合長（伊予市長）

内子町長

砥部町長

愛媛県 南予地方局 八幡浜支局長

愛媛県 南予地方局 大洲土木事務所長

愛媛県 中予地方局 建設部長

愛媛県 南予地方局 西予土木事務所長

愛媛県警察 大洲警察署長

愛媛県警察 西予警察署長

愛媛県警察 伊予警察署長

愛媛県警察 松山南警察署長

気象庁 松山地方气象台長

国土交通省国土地理院四国地方測量部 四国地方測量部長

国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所長

国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所長

国土交通省四国地方整備局 肱川ダム統合管理事務所長

愛媛大学大学院理工学研究科 教授 森脇 亮

愛媛大学社会共創学部環境デザイン学科 教授 羽鳥 剛史

~~（オブザーバー） 八幡浜地区施設事務組合 消防長~~

大洲市 総務部長

大洲市 建設部長

大洲市 総務部 危機管理課長

大洲市 建設部 治水課長

大洲地区広域消防事務組合 大洲消防署長

西予市 危機管理課長

西予市 建設課長

西予市消防本部 西予市消防署長

伊予市 危機管理課長

伊予市 土木管理課長

伊予消防等事務組合 伊予消防署長

内子町 総務課長

内子町 建設デザイン課長

大洲地区広域消防事務組合 内子消防署長

砥部町 総務課危機管理室長

砥部町 建設課長

伊予消防等事務組合 砥部消防署長

愛媛県 南予地方局 八幡浜支局 総務県民室長

愛媛県 南予地方局 大洲土木事務所 河川港湾課長

愛媛県 中予地方局 建設部 河川砂防課長

愛媛県 南予地方局 西予土木事務所 建設課長

愛媛県警察 大洲警察署 警備課長

愛媛県警察 西予警察署 地域警備課長

愛媛県警察 伊予警察署 警備課長

愛媛県警察 松山南警察署 警備課長

気象庁 松山地方気象台 水害対策気象官

国土交通省国土地理院四国地方測量部 防災・地理空間情報管理官

国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所 副所長

国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所 総括地域防災調整官

国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所 事業対策官

国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所 工務第一課長

国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所 副所長

国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所 事業対策官

国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所 調査設計課長

国土交通省四国地方整備局 肱川ダム統合管理事務所 副所長

国土交通省四国地方整備局 肱川ダム統合管理事務所 管理課長

~~-(オブザーバー)- 八幡浜地区施設事務組合 警防課長~~

肱川流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「肱川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、肱川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、各構成員及びオブザーバーの命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 本会議を進めていくにあたり、その他の肱川流域内関係自治体などについて、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。
- 4 事務局は第1項による者のほか、必要に応じて構成員以外の者（オブザーバー）の参加を協議会で報告する。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者（オブザーバー含む）の参加を幹事会で報告する。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げるハード対策を実施する。なお、ソフト対策は別途定める「減災対策協議会」において実施する。

- 1 肱川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 減災対策に定められたハード対策の計画施行。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、四国地方整備局大洲河川国道事務所工務第一課及び愛媛県南予地方局大洲土木事務所河川港湾課及び西予土木事務所建設課が行う。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、令和2年8月17日から施行する。
令和3年3月19日から施行する。
令和3年6月4日から施行する。
令和4年3月24日から施行する。
令和4年6月2日から施行する。
令和5年3月24日から施行する。
令和5年6月9日から施行する。
令和6年6月6日から施行する。

肱川流域治水協議会

R6.6.6現在

	組 織	役 職	備 考
協議会			
構成員	大洲市	大洲市長	
構成員	西予市	西予市長	
構成員	内子町	内子町長	
構成員	伊予市	伊予市長	
構成員	砥部町	砥部町長	
構成員	愛媛県大洲土木事務所	事務所長	
構成員	愛媛県西予土木事務所	事務所長	
構成員	愛媛県南予地方局	農林水産振興部長	
構成員	愛媛県中予地方局	建設部長	
構成員	愛媛県中予地方局	農林水産振興部長	
構成員	中国四国農政局	四国土地改良調査管理事務所長	
構成員	四国森林管理局	愛媛森林管理署長	
構成員	森林研究・整備機構森林整備センター	松山水源林整備事務所長	
構成員	大洲河川国道事務所	事務所長	
構成員	山鳥坂ダム工事事務所	事務所長	
構成員	肱川ダム統合管理事務所	事務所長	
構成員	気象庁 松山地方气象台	台長	
オブザーバー	愛媛県庁 土木部 河川課	課長	
オブザーバー	愛媛県庁 土木部 都市計画課	課長	
オブザーバー	愛媛県庁 土木部 都市整備課	課長	
オブザーバー	愛媛県庁 土木部 砂防課	課長	
オブザーバー	愛媛県庁 土木部 港湾海岸課	課長	
オブザーバー	愛媛県庁 農林水産部 農地整備課	課長	
オブザーバー	愛媛県庁 農林水産部 森林整備課	課長	
オブザーバー	四国旅客鉄道株式会社 工務部工事課	課長	
オブザーバー	国土交通省四国地方整備局 河川部 河川計画課	課長	四国地方整備局流域治水推進室
オブザーバー	国土交通省四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	課長	四国地方整備局流域治水推進室

肱川流域治水協議会

R6.6.6現在

	組 織	役 職	備考
幹事会			
構成員	大洲市	総務部長	
構成員	大洲市	建設部長	
構成員	大洲市	農林水産部長	
構成員	大洲市	治水事業統括官	
構成員	大洲市	建設部 治水課長	
構成員	大洲市	建設部 都市整備課長	
構成員	大洲市	建設部 上下水道課長	
構成員	大洲市	総務部 危機管理課長	
構成員	大洲市	農林水産部 農山漁村整備課長	
構成員	大洲市	農林水産部 農林振興課長	
構成員	西予市	総務部長	
構成員	西予市	産業部長	
構成員	西予市	建設部長	
構成員	西予市	危機管理課長	
構成員	西予市	農業水産課長	
構成員	西予市	林業課長	
構成員	西予市	上下水道課長	
構成員	西予市	建設課長	
構成員	内子町	総務課長	
構成員	内子町	建設デザイン課長	
構成員	内子町	農林振興課長	
構成員	伊予市	危機管理課長	
構成員	伊予市	土木管理課長	
構成員	伊予市	農林水産課長	
構成員	砥部町	総務課 危機管理室長	
構成員	砥部町	建設課長	
構成員	砥部町	農林課長	
構成員	愛媛県大洲土木事務所	河川港湾課長	
構成員	愛媛県西予土木事務所	建設課長	
構成員	愛媛県南予地方局 建築指導課	課長	
構成員	愛媛県南予地方局 農林水産振興部	農村整備課 企画調整室長	
構成員	愛媛県南予地方局 八幡浜支局	森林林業課長	
構成員	愛媛県南予地方局 八幡浜支局	肱川流域林業振興課長	
構成員	愛媛県中予地方局建設部	河川砂防課長	
構成員	愛媛県中予地方局 農林水産振興部	農村整備第一課 企画調整室長	
構成員	愛媛県中予地方局 農林水産振興部	森林林業課長	
構成員	四国土地改良調査管理事務所	計画課長	
構成員	愛媛森林管理署	次長	
構成員	森林研究・整備機構森林整備センター	松山水源林整備事務所長	
構成員	気象庁 松山地方气象台	水害対策気象官	
構成員	愛媛県庁 河川課	主幹	
構成員	愛媛県庁 都市計画課	主幹	
構成員	愛媛県庁 都市整備課	主幹	
構成員	愛媛県庁 砂防課	主幹	
構成員	愛媛県庁 港湾海岸課	主幹	
構成員	愛媛県庁 農地整備課	主幹	
構成員	愛媛県庁 森林整備課	技幹	
構成員	四国旅客鉄道株式会社 工務部工事課	課長	
構成員	大洲河川国道事務所	副所長	
構成員	大洲河川国道事務所	総括地域防災調整官	
構成員	大洲河川国道事務所	事業対策官	
構成員	大洲河川国道事務所	工務第一課長	
構成員	山鳥坂ダム工事事務所	副所長	
構成員	山鳥坂ダム工事事務所	事業対策官	
構成員	山鳥坂ダム工事事務所	調査設計課長	
構成員	肱川ダム統合管理事務所	副所長	
構成員	肱川ダム統合管理事務所	管理課長	